

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、日本政府に対して、軍事侵攻の早期停止及び平和的な紛争解決に向けて積極的な役割を果たすことを求める会長声明

2022年（令和4年）2月24日、ロシア連邦（以下「ロシア」という）がウクライナに軍事侵攻を開始し、4か月が経過した今もなおウクライナでは子どもや民間人を含む多数の死傷者がでており、隣国への避難民も数百万人に及んでいる。そのような中、プーチン大統領は、核兵器による威嚇及びその使用の可能性についても言及している。

国際連合憲章は、国際関係における武力による威嚇又は武力の行使を禁じており（第2条第4項）、ロシアの軍事侵攻は、これに違反している。また、核兵器の使用を示唆することは、ウクライナのみならず、全世界を恐怖に陥れるもので、唯一の戦争被爆国である日本の立場からは到底容認することができない。

ロシア軍は、病院や学校を含む民間施設・住宅街に対しても攻撃を加えていると報じられているが、これは、国際人道法の下で、戦時における無差別攻撃を禁じ、攻撃を厳格に軍事目標に対するものに限定したジュネーブ諸条約第1追加議定書第48条、第51条、第52条や、文民病院はいかなる場合にも攻撃してはならないとする戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第4条約）第18条、第19条に違反するものである。また、ロシア軍は、3月4日にウクライナのザポリージャ原子力発電所を攻撃したと報じられているが、これは、戦時における原子力発電所等の攻撃を原則として禁じているジュネーブ諸条約第1追加議定書第56条にも違反するものである。

このようにロシアの軍事侵攻は、明白な国際法違反であるとともに、何よりも、ウクライナ市民の生命・身体・財産を脅かす究極の人権侵害行為であり、断じて許されないものである。

日本国憲法は、前文において恒久平和主義を掲げ、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際

社会において、名誉ある地位を占めたい」とし、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」というように、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認している。そのうえで、「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」としている。この前文の内容からすると、憲法は、日本が平和構想を提示したり、国際的な紛争・対立の緩和に向けて提言を行うなどして、世界の平和を実現するために積極的行動をとるべきことを要請していると解される。

この憲法のもとで、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする私たち弁護士は（弁護士法第1条）、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻による重大な人権侵害を看過することはできない。

よって、当会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、日本政府に対して、日本国憲法に則って、軍事侵攻の早期停止及び平和的な紛争解決に向けて積極的な役割を果たすことを求める。

2022年（令和4年）6月30日

徳島弁護士会

会 長 瀧 誠 司